

## 令和2年度 練馬区立石神井台小学校 学校経営計画

### 1 目指す学校

児童の「知」「徳」「体」をはぐくみ、国際社会において尊敬と信頼を得られる「豊かな人間性とたくましさ」を培うことを願い、教職員一丸となって教育活動に取り組む。

- (1) 児童が安全で安心して学び、喜べる学校
- (2) 豊かな心を育成し、確かな学力を身に付ける学校
- (3) 地域に開き、地域に信頼される学校
- (4) 教職員が意欲をもって勤務し、組織的に取り組み、改善に努める学校

### 2 中期的経営目標と方策【令和2年度～令和6年度】

「練馬区教育・子育て大綱、練馬区教育振興基本計画、第二次みどりの風吹くまちビジョン・アクションプラン」に基づいて、本校の中長期的目標と方策を示す

- (1) 児童の安心・安全確保と、児童指導体制の確立
  - ① 教職員が協力・協働して学習環境の一層の整備・充実に努める。特に、児童自らが危険を予測し回避する力を身に付けさせるとともに、安全指導及び安全保持の徹底を図る。
  - ② 小中一貫教育実践校として統一している「石台小スタンダード」「SNSルール」等の改善充実を図り、自ら学び・考え・行動する力の素地を確立する。
  - ③ 学校、家庭、地域社会及び関連諸機関とが相互に連携・協力し、児童を育成する。
  - ④ 児童数変化を敏感に察知し「十年後の石台小の姿」を描いた校舎内外の利用計画を念頭に、限られた校舎・校庭を有効に活用できるように整備する。
- (2) 豊かな人間性と健やかな体、規範意識高揚、学びの基礎を徹底
  - ① 人権教育及び豊かな心の育成とともに、道徳心や社会性を身に付ける教育を推進する。
  - ② 基礎・基本の定着と学ぶ意欲を培い、個に応じた指導を展開し、確かな学力を身に付ける。
  - ③ 評価規準を明確にし、指導と評価の一体化を図り、基礎・基本の確実な定着を図る。
  - ④ 校内研究における読書活動に関する実態調査等に基づき、毎年、授業改善推進プランの作成・見直しをする。
- (3) 開かれた学校づくりの推進
  - ① 学校公開等（土曜授業公開8回、平日授業参観3回）を実施するとともに、地域等の外部人材を活用した授業を推進する。
  - ② 父母と教職員の会と連携し、保護者、地域と学校との協力関係が深まるように努める。
  - ③ 学校評議員会での学校経営に対する提言や、学校関係者評価委員会による外部評価を活用し、学校経営の改善に努める。また、学校評価アンケートは保護者・地域・教職員・児童アンケートも実施し、結果と考察を本校ホームページで公開する。
  - ④ 学校・地域連携事業を有効活用し、教員の地域活動・行事への参加を推進するとともに、児童の健全育成のために、保護者・地域社会との連携を一層深める。
- (4) 教員の資質・能力向上と、質の高い教育環境の整備
  - ① 教職員相互の連携と、協力・協働体制を確立して、教職員の資質・能力の向上を図る。
  - ② 服務の厳正を徹底する。特に、服務事故の根絶を目指し、年3回の服務事故防止研修会の充実と「練馬区立学校情報セキュリティ対策ハンドブックに準じた校内実施細則」等の周知を徹底し、教育公務員としての自覚を高める。本校独自の「服務事故防止マニュアル」を毎年改訂し、タイムリーな研修を実施する。
  - ③ 学校の組織力の向上のため、校務改善の推進とともに、「PDCAサイクル」を重視し、より効率的で効果的な学校経営の実現を図る。

### 3 令和2年度の達成目標と具体的方策

#### (1) 児童の安全・安心確保と、指導体制の確立

- ①・児童自身が危険を予測し回避する力を育てるために、セーフティ教室は各学年ごとにテーマを決めて指導の充実に努める。特に、社会の変化に自律的に対応できる力を高めるために、インターネットの適正利用・本校SNS学校ルールを広め、情報モラル教育を推進する。
- ・児童の安全や学習効果を高めるため、施設・設備・教材等の点検を毎月10日前後に実施し、その不具合な箇所は担当者、事務室、主事室と連携を図り、早急に改善・修繕に努める。児童の安全な環境を確保するために看護当番が、適宜巡回する。
  - ・校庭芝生の維持・管理に努め、拡張用地（さわやかグリーンガーデン）を児童の学習等に有効に活用できるようにする。
- ②・「石台小スタンダード」「石台そだつ子 一日の約束」など、6年間を見通した基本的な生活習慣を身に付けさせる。教員には、（自己申告書に明記させ）1学期中に学級ルールの定着を徹底させる。
- ③・教職員が指導方針を確認し合い、協力・協働を基本に、児童の健全育成に努める。
- ・児童一人一人が「明るく やさしく あたたかな学校生活を過ごせるようにしていこう」と、自覚して実践ができるように指導・支援に努める。挨拶の励行・礼儀正しい言動については、保護者・教職員アンケートで70%以上の肯定的評価を目標とする。
  - ・児童の安全確保のため、学童擁護担当者、学校安全安心ボランティアの関係者との連携を図る。
  - ・いじめや不登校・問題行動等は、教員が一人で抱え込まないようにし、早期発見・早期対応・未然防止に努める。そのため、「報告・連絡・相談・記録」を徹底し、学年・学校・家庭・関係諸機関との連携を図って問題解決にあたる。

#### (2) 豊かな人間性と健やかな体、規範意識の向上と学びの基礎の徹底

- ①・「思いやりのある子」を重点目標とし、心の教育の推進・充実を図る。そのため、特別の教科道徳全体計画に基づき、特別な教科道徳の時間を要として全教育活動の場で、命を大切にする心を育てるとともに、規範意識をはぐくみ人権尊重の精神を養う。
- ・あいさつ音楽劇「あいさつは魔法の力」を実施し、昨年度までのあいさつ運動をさらに充実させる（1／9実施予定）。
  - ・児童の基礎体力向上を図るため、体育科の授業改善を図り、集会活動や休憩時等での運動の日常化を促進する。
  - ・望ましい食習慣を身に付けさせるために、発達段階を考慮して、食育の推進を全教育活動において適切に行う。
  - ・アレルギー対策委員会を定期的に開催し、保護者と管理職・養護教諭・栄養補助員・給食調理員・全教職員でアレルギー疾患に適切に対応する体制の確立を図る。
  - ・今年度の合言葉を「豊かな心」とし、自他の成長を感じる機会・問い合わせを行う。「いじめゼロを目指した豊かな人間関係づくり」を継続する。
  - ・9年間を見通した教育活動を推進するために、関中・関北小・石台小の三校で小中一貫教育研究実践に取り組む。尚、上石神井中とは、継続して英語出前授業やクラブ出前授業等を進める。
- ②・児童一人一人の個性や能力に着目し、個に応じた学習を展開する。そのために、算数科では習熟度別少人数指導や学力向上支援講師による指導を実施する。また、理科専科、音楽専科、図工専科、養護教諭の専門性を活かしたり、課題別学習による指導等を工夫したりして、基礎・基本の学力の定着と学ぶ意欲の向上に努める。
- ・意図的・計画的な指導と指導時数を確保するために、週ごとの指導計画を毎週月曜日の朝迄に提出させ、計画的に学習指導を進められるよう適切に指導・支援する。
  - ・児童の朝学習や宿題、復習、反復練習等により、基礎・基本の確実な定着を図る。

- ・1時間の授業構成を明確にして、発問・板書・ノート指導等を充実させる。若手教員には板書計画を毎週立てさせる。
- ・学校図書館管理員を配置し、「児童が自ら学ぶ学習情報センターとしての機能」の活用を図り、児童の学習活動や読書活動を充実させる。また、年2回の読書旬間と毎週金曜日の「よもっちゃん朝の会」による読み聞かせを通して、児童一人あたり、年30冊以上の読書を目指して、読書好きな児童を育成する。7月と2月に児童アンケートを実施し、児童の変容を見る。
- ・朝学習や家庭学習の充実（10分×学年の家庭学習）を図るために、校内研究会で本校方式を確立させる。

・校内研究会で取り組んできた「話すこと・聞くこと」などの「言葉の力」をさらに高めて、児童の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ。一昨年度まで実施した練馬区教育委員会教育課題研究指定校としての国語科指導法研究を活かし、わかる喜びや達成感を感じられる授業改善に努め、児童の語彙力向上や読書量増加を目指す。

- ③ 指導と評価の一体化を図る。そのために、指導のねらいである評価規準を明確に設定し、必要に応じて児童・保護者に説明できるようにする。教科内及び校内で評価の判断基準を統一し、目標に準拠した評価の精度を高める。
- ④ 学力調査の実施、結果の公表・分析、課題の把握、授業改善プランの作成、授業改善の実践、次年度の調査による検証、プランの評価・見直しというサイクルを確立し、児童の学力向上と教員の指導力向上を図る。

#### (3) 開かれた学校づくりの推進

- ① 本校の特色ある教育活動の推進や学校公開を通して、信頼される学校づくりに努める。そのために、年間8回の土曜授業公開と年間3回の平日授業参観等を設定する。また、機会ある毎に授業等を公開し、保護者・地域住民から「身近な学校」「安心な学校」として来校してもらえる学校づくりを目指す。
- ② 学校・保護者・地域社会の三者が連携し、児童の健全育成を図るために、地域における多様な活動の充実に努める。そのために、地区懇談会、地域親子盆踊り大会、学校応援団まつり等の活動を推進する。昨年度からスタートした「ねりっこクラブ」とも定期的に情報交換し連携を図る。
- ③・学校評議員会の充実を図るとともに、学校関係者評価委員会による外部評価を取り入れ、学校経営責任を明確にし、説明責任を果たす。そのために、学校評議員会・学校関係者評価委員会を年間3回開催し、学校の教育活動に関する教職員・児童・保護者対象のアンケート内容や実施結果を踏まえた提言を活かして、次年度の学校経営計画に反映させることで学校経営の改善に役立てる。
  - ・本校の教育方針、教育活動を、学校だより、保護者会、ホームページ等を通して発信するとともに、保護者、地域の方々の声を的確に受けとめて、教育活動の質を高める。
- ④ 「地域とともに歩む学校」として、全教員が地域の一員としての自覚をもてるようになるため、ボランティアとして年1回以上の地域活動・行事等に参加する。
- ⑤ 地域行事やボランティア活動へ参加する児童が増えるように支援し、役に立てたと実感することで、「自分に自信をもって成長できる」ようにする。特に、5・6年児童には、年1回以上の参加を促す。

#### (4) 教員の資質・能力向上と、質の高い教育環境の整備

- ①・練馬区教育委員会教育課題研究指定校として積み上げた全教員の財産を、日々の授業実践に反映させる。若手教員研修として、毎学期1回の研究授業を実施し、全教員で指導にあたる。
  - ・練馬区小学校教育会の各研究部との連携を深め、教育活動にかかわる最新情報を校内に提供し、日々の授業改善に活用する。
  - ・組織の一員としての意識を高めるために、OJTを推進する。そのために、学校経営計画を基に主幹教諭・主任教諭・教諭が組織中間目標を設定し、それに各分掌担当者の企

画や案を取り入れる。校内及び区の「練馬100選」や都の「選択課題研修」などの研修を活用して、教員自らの資質向上と能力開発に努める。

・今年度から配置されるタブレットパソコンを活用した授業実践、プログラミング的思考を取り入れた授業改善に全教職員で取り組む。

・長期休業中にタブレットパソコンを活用した「オンライン朝の会」を実施し、新学期の円滑なスタートにつなげる。

・教員・事務職・主事職自らの資質・能力を高めるため、自己のライフステージに応じたキャリアプランを作成して、自己申告書に研修内容を具体的に明記し実践する。

・校務用パソコンの適切な運用や個人情報の適切な管理を徹底させる。

・スポーツ型研修会を通して、自己のリフレッシュや教職員相互のかかわりを深める機会とする。教員のライフワークバランスについては、意識改革と環境整備を図る。

②・教育公務員として服務の厳正に努める。そのために、校内の事案決定規程、管理運営規程等を遵守し、それぞれの権限と責任を明確にし、秩序ある組織に努める。

・「服務事故ゼロ」を合い言葉に、本校オリジナルの「服務事故防止マニュアル」を作成し見直しをする。勤務の内外を問わず、個人情報の管理、体罰、セクハラ、信用失墜行為等を起こさず、学校及び教職員に対する社会からの厳しい評価を常に意識しながら職務に精励する。今年度の重点目標は「体罰・暴言ゼロ」とする。

・石神井台小学校教職員の「さ（爽やか）し（シャキッ）す（素早い）せ（清潔）そ（尊敬される）」を徹底させる。

・年間及び週ごとの指導計画や学習評価、事故防止対策等を作成し、児童が安心して学び、確かな学力を身に付けられるよう努める。

③・企画調整会議の位置付けや進め方を明確にするとともに、学年会・専科会を充実させるために、「何を」「いつまでに」「どのように」するかを、明確にした運営に努める。

・学校の組織力の向上のために、校務改善の推進を図り、学校支援組織を確立する。

## 4 いじめ・不登校・体罰への組織的な対応

### (1) いじめゼロ・不登校ゼロに向けての具体的方策

① きめ細かい指導・支援と全教職員の共通理解を徹底させ、夢や目標をもち、困難を乗り越える力を備えた児童を育てる。

② 心のふれあい相談員・スクールカウンセラー・特別支援教室専門員や特別支援校内委員会を活用して、いじめや不登校、問題行動等の未然防止、早期発見・早期解決を図る。必要に応じて保護者、地域社会、民生・主任児童委員、児童相談所、石神井警察署、練馬区教育委員会ほか、関係諸機関と連携し、総合的な対策を拡充する。

③ いじめ・不登校対策推進教員や特別支援教育コーディネーターを中心に、児童・保護者面談を適宜行う。面談の際は、複数の教員で対応する。

④ 特別活動部を中心に望ましい集団活動づくり年間計画を作成し、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

⑤ 特別支援教室や校内相談室と連携を図り、不登校気味な児童には別室登校を促すなど柔軟に対応する。

### (2) 体罰・暴言ゼロに向けての具体的方策

① 「体罰・暴言ゼロ」を合い言葉に、本校オリジナルの「服務事故防止マニュアル」の見直しをする。勤務の内外を問わず、個人情報の紛失、体罰、セクハラ、交通事故、信用失墜行為等を起こさず、教職員に対する社会からの厳しい評価を常に意識しながら職務に精励するという学校風土を作る。

② 年3回の服務事故防止研修や毎月の服務事故情報紹介の際、主幹教諭に講師役を任命し、服務事故を自らのこととして受け止める「当事者意識」の醸成を図る。

③ 管理職だけでなく、主幹・主任教諭にも校内巡視をさせることで、体罰・暴言の実態を把握するとともに、体罰・暴言の芽を摘み未然防止に努める。